



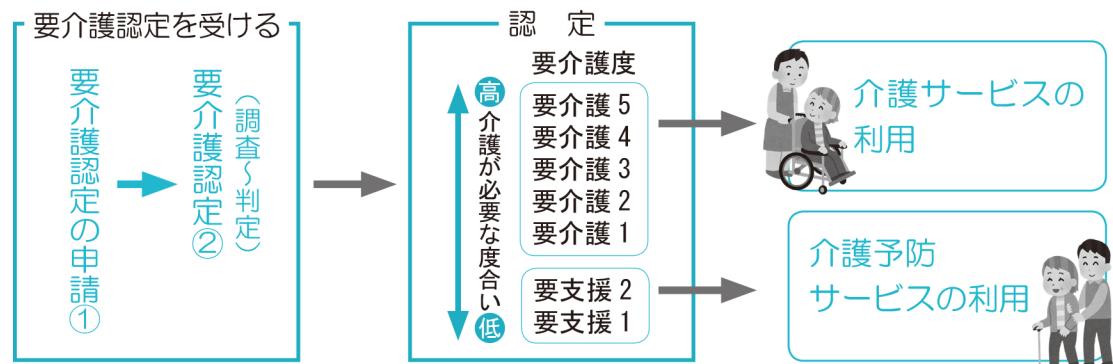
第2回 介護サービスの利用の流れ（その1）

問 介護保険課 TEL(33)3511・FAX(31)2037

介護保険サービスを利用するには、要介護・要支援認定を受けていることが必要です。認定は、申請されてから1ヶ月から1ヶ月半の時間を要しますので、お早めに申請してください。

また、要介護・要支援認定には有効期限があります。引き続き介護保険サービスをご利用の場合は、更新手続きを行ってください。認定を受けている人には、有効期限の2ヶ月前に「更新のお知らせ」を送付しています。全8回シリーズの2回目のお知らせです。

介護サービスの利用の流れ



【要介護認定の申請①】

本人または家族が介護保険課（ひまわり館1階）で手続きしてください。

【持ち物】

- 印鑑
 - 介護保険被保険者証
(40歳～64歳の人は健康保険証)
 - 申請書、主治医の意見書のための問診票
(窓口に設置しています)
- *申請書には、かかりつけの医師の氏名や直近の受診日などを記入する欄があります。

【要介護認定②(調査～判定)】

認定は公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い(要介護度)が決まります。

訪問調査／ご自宅などに訪問して、心身の状態などの確認をします。

主治医の意見書／

市が主治医に意見書の作成を依頼します。
一次判定／訪問調査や主治医の意見書にて一次判定を行います。

二次判定(認定審査)／一次判定や主治医の意見書などをもとに、専門家が審査・判定します。